

令和3年3月10日

会 員 各 位

長野県中小企業団体中央会

新型コロナウイルス等感染症の補償に向けたビジネス総合保険制度のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素から本会の事業活動につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の多大な影響が続く中、会員の皆様からは「施設（店舗、事務所、工場など）で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生したことにより、施設の休業を余儀なくされた場合の補償」を要望する声を多数頂戴しております。

かかる状況を踏まえ、本会団体保険制度であるビジネス総合保険においても、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生したことにより、施設の休業を余儀なくされた場合の休業損失等を補償するよう、本年1月より商品改定を実施しております。

本会と致しましては、本制度を広く普及させたいと考えております。今般、別添のチラシを作成いたしましたので、是非ご検討いただければと存じます。

詳細につきましては、各保険会社・代理店様よりご説明させていただきますので、保険会社様または本会までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

ビジネス総合保険制度の主な特長

1. 新型コロナウイルス感染症が発生し、休業を余儀なくされた場合の休業損害や費用等を補償します。
2. 賠償責任に関する補償など、事業活動リスクを包括的に補償します。
3. 中央会の団体割引で割安にご加入いただけます。

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
・損害保険ジャパン株式会社・三井住友海上火災保険株式会社

【お問合せ先】

長野県中小企業団体中央会 TEL : 026-228-1171



事業活動リスクを包括的に補償する『ビジネス総合保険制度』なら
新型コロナウイルスも補償します!

中央会の

ビジネス総合保険制度

事業活動を取り巻く様々なリスクから会員の皆様をお守りするビジネス総合保険制度の特徴

- 全国中小企業団体中央会のスケールメリットによる割安な保険料水準
- 会員事業者を取り巻くリスクに対する補償のモレ・ダブリを解消し、一本化してご加入
- 賠償責任(PL、リコール、情報漏えい、施設・事業遂行等)リスクを総合的に補償
- 事業休業補償により災害に遭った際の事業継続のための資金を確保

さらに

新型コロナウイルス感染症による休業、事業中断への備えに

- 新型コロナウイルスの感染者が発生し、保健所等の指示により、休業を余儀なくされた場合の売上損失や喪失利益、その他費用等を補償します。(2021年1月以降改定)

※事故(感染症の原因となる病原体の汚染等)を伴わない休業および営業自粛は対象外です。
※引受保険会社により補償内容(対象業種・支払条件、保険金・改定時期など)が異なります。

●本内容はビジネス総合保険制度の概要を示したものです。実際の加入および詳細は引受保険会社の約款、パンフレット等に従います。

お問合わせ先

長野県中小企業団体中央会

制度引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
損害保険ジャパン株式会社
三井住友海上火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
大同火災海上保険株式会社(沖縄県のみ)
(制度参入順)

TEL 026-228-1171

制度運営

全国中小企業団体中央会